

しろ一元的序列化のもとに再生産される社会的格差だった。すなわちそこでは、能力主義と社会的格差とは対立しあうのではなく、むしろ重なり合う関係に転化したのである。そこでこの時点で平等化に必要なことは、機会均等原則に基づく差別の排除ではなく、社会的格差に対する積極的補正であるべきだった。

4. 戦後教育における平等論に欠落したもの

大衆社会化の進行の中で、教育機会の平等な拡張が社会的不平等の維持・再生産と併存することは、60年代以降の先進資本主義諸国が共通にぶつかった問題である。とくにエスニシティなど社会的マイノリティ・グループが顕在化していたアメリカ・イギリスなどにおいては、機会均等が進む中でも社会的属性による教育格差が依然として解消しないことは福祉国家的政策にとっての重要課題とされた。そして、ヘッドスタート計画(アメリカ)、教育優先地域(Educational Priority Area) (イギリス)などの積極的格差是正政策が模索された。

機会均等＝形式的平等を越えた実質的平等へのこのような接近は、日本においては政策側からも運動の側からも本格的にはほとんど試みられなかった。教育運動の側では、70年代初頭、「能力に応じてひとしく」を「発達の必要に応じて」と積極的に解釈する「教育における正義の原則」が提起された(教育制度検討委員会『日本の教育改革を求めて』1974年)。しかしこの原則も、具体的には主として障害児教育についての政策対抗にとどまり、社会的格差全体を包括的に対象とする政策対抗原理にまでは進められなかった。

5. おわりに

70年代半ば以降、教育政策側の教育機会提供に対する考え方は、もう一段階転回する。この時期、大衆社会化の進行は中等教育段階を越えて高等教育(ないし中等後教育)段階までを「社会的標準学歴」として要求するステージに到達しつつあった。しかしこうした教育要求の拡大にたいし、国家の側の対応は、60年代の高校問題とは明らかに異なったものとなった。70年代半ば以降、大学抑制政策など60年代以来の教育機会拡張志向が停止するとともに、専修学校の制度化など教育機会の提供をめぐる公共責任についての実質的な変化が生じた。

そこではこの段階の教育機会拡張にたいしては、公立学校部門の拡張ではなく民間部門の市場原理的な拡張にゆだねるということが、その基本的対応であった。この対応は基本的には多分に70年代半ば以降の国家財政事情が影響している部分が大いと考えられる。し

かし、これは80年代半ば以降の新自由主義的な政策転換をめぐる動向に対する一つの枠組みを準備することになった。

これにたいして機会均等を越える固有の格差是正政策が運動側も含めて十分に追求されなかったことは、70年代以降、「学力問題」に象徴される一元的競争への過剰同調と緊迫を「教育病理」として広く生み出すことになった。したがってそこに現れた問題は、中教審などの指摘するような「画一的平等の過剰」ではなく、「一元的(画一的)競争の過剰」とそれにもかかわらず再生産される社会的格差の存在である。

今日求められることは、機会均等原則の「競争の自由」への後退ではなく、そこに当初込められた平等化への期待を、今日的ステージに即して発展させることであろう。その際、「国民国家」概念のもつ今日的限界への考慮や、社会的諸グループの固有の文化・生活文脈を切り捨てない平等化への接近が模索される必要がある。

その際、60年代の国家の側の教育機会拡張論理の転換との緊張の中で生じてきた、運動の側からの教育機会の公共的保障枠組みの拡張を、現時点でどのように評価するかは、「教育の自由」と「平等」との関係を今日、どのように結び直すかということにかかわっても重要な課題の一つであろう。

教育基本法の歴史的認識と教育の自由をめぐる課題

山口 和孝(埼玉大学)

1. 「国民教育論」の思想的特質の検討

岡村会員の問題提起を受け簡単に私見を述べたい。問題提起は、いずれも近代国家の公教育が必然的にはらむ矛盾と特殊日本的な歴史的課題の両者を含み、極めて根源的である。これを、憲法・教育基本法の歴史的理解を点検しながら、近代それ自身が内在させる矛盾の現代的調整はいかに可能かという観点から考えてみたい。

50年代後半から60年代、小川太郎は矢川徳光に共通する情勢・憲法認識をもちながら、国内における前近代的差別の問題や資本主義的な競争原理と差別の問題を視野に入れた「国民教育論」を展開する。この小川の視点からすると、それ以前の「国民教育論」の「国民＝民族」把握は自民族中心主義の枠内であったといえる。60年代に入ると、こうした社会状況を背景として様々な立場から「国民教育」論、あるいはその批判が提示される(日高六郎、小林直樹、持田栄一、横田三郎など)。その争点は、①「国民」と労働者階級の関

係性、②「国民教育」は運動的戦術概念か教育概念か、またその科学性、③主要な矛盾は、民族問題（反帝国主義）か反独占資本か、をめぐる問題と整理でき、「国内」諸階層の矛盾の拡大への認識は経済問題としての把握にとどまっていた。しかしこの時期から、「国民教育論」に、戦争責任への問題意識が視点化されはじめることは特徴である。

60年代後半になると、高度経済成長による教育格差の問題に関心が移り、構造改革論の影響も受けながら、やがて「国民教育」論は教科書裁判を契機として、「国民の教育権」論に発展的に移行していく。こうした思潮の中で、特殊日本的な教育運動論を資本主義下における近代教育思想展開の中に位置付け、「国民」概念にリアリティをもたせて、従来の「国民教育論」の批判的発展をはかったのは五十嵐顕であった。彼は、権力と対抗する「国民教育」概念には現実の支配／非支配の歴史的現実が反映し、その概念もまた可変的とし、「国民教育論」が批判焦点とする対象は、教育支配の資本主義的ありかた（近代的教育原理）であるとする。それは、近代的な教育原理の階級的性格に批判的にも対応する。また、「国民」概念の理念化を批判し、「国民教育論」の民主性が、ある階層性をもつものであったことも指摘する。さらに、憲法や教育基本法の近代ブルジョア法としての限界と日本の歴史的特殊性における積極的側面の矛盾関係を把握したうえで、その矛盾を止揚する教育現実を構想することこそが「国民教育」運動の実践的課題であるとする。

特に、彼の「国民教育論」の特徴は、「国民教育」論が基本矛盾を植民地教育の歴史に求め、戦争責任問題の自覚を欠落させて、戦前の「国民教育」論との批判的断絶の上に構想されてこなかったことを鋭く批判している点にある。彼の戦争責任論は、晩年において自己の教育学と戦争責任の自己批判へとむかうが、彼の60年代のこうした認識の延長線に、「国民教育論」の限らない近代教育批判が成立するのではないか。

2. 思想・信条の自由と国家の中立性をめぐる現在の課題

「自由は、そもそも他者の干渉をうけずに自己決定を行う自由であるところに本質をもち、自由を実現するために他者（国家）に依存するという一種のパラドックス」（佐藤幸治）であるところに国家と宗教の緊張関係が存在する。前者は、“国家からの自由”の要求であり、後者は“国家による自由”である。公教育における宗教教育の問題はこのパラドックスの中で“近代の抱える永遠の課題”として論議されてきた。近年、フランスの国論を二分する議論を巻き起こしたスカー

フ事件は、近代人権と国家との関係を問い直すややこしい問題を投げかけたのだった。

フランスの事件が示す課題を、私事としての教育の自由（国家からの自由）をどう学校は保障するかという構図の中におけば、宗教者の課題を超えて国民の教育権思想・制度の“寛容性”の問題となる。公教育の強制できる教育的価値・履修領域・方法はいかなるものであるか、また、それを許容できない場合には、どのような処遇が学習権保障として適切であるかという課題である。

教育基本法9条は、教育における信教の自由と国家の宗教的中立性規定という近代の普遍性を宣言するとともにわが国固有の歴史規定性をもつ。したがってそれは、復古的道德価値の再生を軸として、国家の宗教的中立性と個人の自由の関係構図の理解の相違を論点としてきた。これに対して、近年提示されている課題は、国家の世俗的行為（中立的行為）が個人の内面世界と対立する構図における“寛容”問題である。その意味で、9条は教育基本法の中でも戦前との連続性が一番強く、同時に、近代の悩みを正面から受け止める条項でもある。

しかし、①わが国ではいまだ、国家と宗教に関して前近代的な関係が完全に精算されていない、②内面の価値は、価値対立の調整・新たな合意形成が自律的に可能な領域ではない点において、学校教育での「相違による差別」排除や「規制緩和」による自由度の拡大要求と同じ文脈において考えることには無理がある。宗教的世界観による教育要求の自由に対して無制限に「寛容」（教育基本法9条）であることはできない。

現代の教育改革論議の中での内面形成の自由問題を考えれば、①制度的な公教育拡大の側面では、受益者負担の方向は経済的原理による精神的自由確保の格差づけを促進する、②教育内容（価値）の多様化の側面からすると、(i)世俗的合理的価値の一部との対抗価値は、異なる学び・評価要求への寛容模索の可能性を提起する課題として、学校教育的裁量で調整可能で、その結果もたらされる最小限の犠牲は受忍の範囲であろう、(ii)世俗的価値・教育方法・評価との全面的対立は、自己完結する私的教育事業を有し、共同的に子どもの最善の利益を支援できる私的な共同的空間を公的に認知できるか否かという問題となる。②の場合でも、公教育の内面世界の形成の保障の関係は、国家行為の違憲性が、(a)国家行為の高度な必要性の点検、(b)高度の必要性があっても、代替の可能性の是非、(c)国家による自由侵害の程度の重大性、(d)国家の行為・義務を否定する行為の第三者の権利侵害性、の観点から点検される必要がある。